

県南広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年4月27日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 284号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字向山127番1地先から135番12地先まで	新	m 16.4～89.4	m 122.1
	旧	13.8～37.5	122.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (2) 期間 平成30年4月27日から同年5月28日まで